一　般　質　問

令和６年３月定例会

№.	質　問　者	質　問　事　項
1	５番　相原　晃一	大規模地震への備えは十分か
2	３番　関野　達夫	公共施設再編・再配置の考え方は
3	７番　多田　勲	富士山噴火の防災対策は
4	９番　加藤　久美	子どもの命を守る安全な学校環境づくり
5	２番　武井　一紀	町の防災の要である消防団の活動は
6	１０番　尾尻　孝和	能登半島地震を受けて中井町地域防災計画等の見直しは
7	１番　曽我　尚人	新しく始まるマイナンバーカードサービスについて

１　大規模地震への備えは十分か　５番　相原　晃一

１月の能登半島地震により、多くの建物が倒壊し火災に見舞われ、さらには津波の発生により多数の死傷者が確認されました。

昨年は関東大震災から 100 年が経過しており、近い将来に発生する可能性が高い南海トラフ地震は、30 年以内に 70%の確率でおこると想定されています。平成７年度から 15 年度において、国・県により県内の活断層調査が実施され、本町付近には国府津―松田断層帯、渋沢断層など多くの活断層があり、マグニチュード７から８程度の地震が起こる可能性が報告されています。

そのような中、中井町地域防災計画及び中井町国土強靱化地域計画で対応策については多くは検討されていますが、詳細について伺います。

１、災害情報を把握する手段としての通信機能の確保は。

２、避難所における良好な生活環境の確保は。

３、民間企業や関係機関との防災協定を再確認する必要があるのでは。

【町長答】

元日夕方に発生しました能登半島地震では、周辺地域に非常に大きい被害をもたらしました。犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。町も県の対口支援先となっている志賀町に職員２人を、また北端、珠洲市に保健師１人を派遣したところです。今なお予断を許さない状況ではありますが、被災地域の皆様の安全と１日も早い復興を願っております。

１点目については、災害情報を把握する通信機器として、移動系防災行政無線を公共施設や自治会長、消防団などに配備しており、毎年、総合防災訓練時に通信訓練を実施しています。また、パトロール職員の防災無線の携帯や町内全域に配置しているパンザマストにも通信機能を備えています。

２点目については、避難生活を送る上で、最低限必要となる非常用電源の確保やマンホールトイレなどの設備の充実を図るとともに、プライバシー保護の間仕切りテントや簡易ベッドなどの避難所生活に配慮した備蓄も行っておりますが、災害の規模や発生した季節などにより、町で持っている設備や備蓄品では対応できないことも考えられるため、災害時の支援協定の強化にも取り組んでいます。また、避難所宿泊訓練は毎年おこなっており、実際の体験者の意見も取り入れながら、避難所環境の改善に努めているところです。

３点目については、現在町が締結している災害時の協定は 44 件あり、物資の供給や災害廃棄物の処理など、多岐にわたっており、平時から連携を図ることで実効性の高い取り組みにしていきたいと考えています。また、防災モニターの活用など、幅広く意見を聞きながら、更なる防災力の強化に繋げていきたいと考えていますので、ご理解賜りたいと存じます。

２　公共施設再編・再配置の考え方は　３番　関野　達夫

公共施設等の老朽化対策や人口減少、少子高齢化の進行により、公共施設等の利用需要が変化していくことから、維持管理の手法、適正な公共サービスのあり方や施設の適正配置の検討が国から要請され、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「中井町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。

総合管理計画に基づき個別施設計画（長寿命化計画）として、「中井町公共施設長寿命化計画」を策定し、修繕・更新コストの平準化等を図ることとしています。

今後の人口構成変化や時代背景を見据えつつ、町民ニーズと適合した公共施設の再編・再配置の考え方について伺います。

１、公共施設の適正な公共サービスのあり方や施設の適正配置の検討結果は。

２、町民文化系施設の廃止を進めようとしているが、住民の福祉や利用者の利便性の向上をどのように提供していく考えか。

３、中村下会館跡地利用アンケート調査結果を受けて、今後の町の対応は。

４、公共施設再編・再配置計画（考え方）を町民に提示する必要があると思うが。

【町長答】

本町では、築 30 年を経過した建築物系公共施設は、全体の 77％を占め、多数の施設で老朽化対策が大きな課題となっています。

また、人口減少に伴う税収の減少や社会保障関係経費の増加にも対応していく必要もあり、厳しい財政状況になることも予想されています。

こうした状況への対応を行うため、平成 29 年に「中井町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の最適化を図り、財政負担の軽減・平準化を進め、持続可能なまちづくりを進めているところです。

３点目を除き、公共施設に関する全体的な考え方について、まとめてお答えさせていただきます。

公共施設を取り巻く状況下において、今後も公共サービスの水準を落とさずに公共施設等の維持管理・運営を行うためには、将来負担を見据えて公共施設等の維持管理・保全に関わる費用収支の対策及びバランスを図っていく必要があります。

昨年度の計画改定では、計画期間内での建築物系公共施設の更新等費用見込み額（４．８億/年）について、維持管理・更新等費用見込みに見合った総量の試算（過年度実績３．７億/年）に相当する約 22％を縮減目標としました。

長寿命化対策や修繕・更新等の計画的な保全を行うことで縮減目標を達成するとともに、集約化・複合化や民間活用等、多様な手法により、そのサービス機能を維持・向上できるよう工夫しつつ、中長期的に費用の縮減や平準化をすることにより、充実した行政サービスと持続可能な財政運営を行い、「縮充」を実現することで次世代により良い公共施設等を引き継いでいくこととします。

なお、本町の公共施設は比較的数が限られており、公共施設等総合管理計画も一定程度、再配置、適正配置の考え方を含んでおり、町民文化系施設については、役場周辺、井ノ口地区、境地区にそれぞれ置く形を目途に、境コミュニティセンター、井ノ口公民館、そしてバリアフリー等が整わない改善センターの更新を行ってまいります。

３点目についてですが、中村下会館は、老朽化も進み、現在の耐震基準を満たしていないことから、耐用年数の 45 年を経過する令和５年度末をもって、使用中止とします。

現在の利用状況等から、他の既存施設を代替施設として利用していただくことは可能と考えております。

また、公共施設等総合管理計画で示す町の方向性等について、町民と情報共有を図ることが重要であり、併せて多様な町民の意見・意向の把握を行うことも必要であるとの認識のもと、今後、地域懇談会を開催してまいります。

なお、その中で廃止後の利活用についても取り上げ、議員有志による「中村下会館跡地利用アンケート調査結果」も参考にさせていただきたいと思います。

今後も持続可能なまちづくりを推進し、貴重な町民の財産を有効活用するため、町民参加、協働のもとに、廃止後の利活用の検討を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

３　富士山噴火の防災対策は　７番　多田　勲

令和３年３月、富士山ハザードマップが改定され、同年６月には、溶岩流の到達が見込まれる相模原、小田原、南足柄の３市と、大井、松田、山北、開成の４町が、活動火山対策特別措置法（活火山法）に基づく火山災害警戒地域に新たに指定されました。今回のハザードマップ改定は溶岩流や火砕流によって影響を受ける範囲を見直したものであるため、本町に大きな影響が及ぶような内容の改定ではありません。しかし、一旦噴火が発生すると、大量の火山灰により、山梨・静岡・神奈川を中心とした広い範囲で、交通機関、ライフライン、公共施設のほか、経済活動や社会活動に大きな影響を及ぼします。これらの被害を最小限に抑えるためには、噴火のリスクの把握や適切な避難計画の策定、地域住民の意識の向上や訓練などの対策が重要です。

そこで次の４点について町の対応を伺います。

１、避難先、避難経路等の確認、避難訓練等の避難計画の策定は。

２、停電や道路網が寸断された場合の情報伝達手段の整備は。

３、地域住民の安全意識向上のため、火山噴火への備えや火山灰の危険性についての周知啓発は。

４、町の地域防災計画に火山災害対策を加え整備する考えは。

【町長答】

富士山は 1707 年の宝永噴火後、300 年間静穏な状態が続いていますが、観測体制が整った約 20 年前から地下深くで低周波地震が観測されるなど、改めて富士山が活火山であることが再認識されました。令和３年３月に発表された富士山火山防災マップにおいても溶岩流や降灰の影響は県西部において特に大きく、危機意識を持った対応が求められています。

それでは、関連がありますので４点の質問を一括して回答させていただきます。

富士山の噴火に伴う影響は広範囲に及び、対応については、溶岩流の到達が見込まれる火山災害警戒地域と中井町のような降灰による影響がある地域に分類されます。

火山災害警戒地域に指定されると、広域避難計画の検討や地域防災計画への位置づけが必要となってきますが、降灰対策の場合は、広範囲に及ぶため、避難というよりは外出自粛や屋内避難が基本的な対応となりますので、町民に対しても、健康被害や道路・建物等に及ぼす影響などの正しい知識も含め、周知し災害予防に努めてまいります。

また現状では、現在の地域防災計画に位置付けられた災害に対する備えや対応を実践していくことで、火山噴火の対応も可能と考えていますが、大量に火山灰が降った場合の道路の寸断や降灰処理対策などの特有な課題もあり、解決に向けては県内全市町村で火山灰除灰・処分ワーキンググループを立ち上げて検討を行っています。

引き続き、国・県及び防災機関と連携を図りながら火山災害対策に取り組んでいきますので、ご理解賜りたいと存じます。

４　子どもの命を守る安全な学校環境づくり　９番　加藤　久美

学校の危機管理の目的は、児童生徒等や教職員の生命や心身等の安全を確保することにありますが、その内容は地震や津波、台風などの自然災害、火災や交通事故、活動中の不慮の事故、侵入者、熱中症、さらには学校内の個人情報管理、いじめ等に関する問題なども含むと多岐にわたります。

学校で子どもが過ごす時間は１日約８時間、学童保育や部活動など、子どもによっては１日10時間以上になります。より安全で安心な学校環境をつくることは学校設置者である町の大切な義務でもあり、子どもたちの命や健康を守るためにとても重要なことです。内容の細かな見直しや、新たな情報への切り替えなどは、学校教職員だけではなく、町、保護者、地域も連携しながら、より実効性のあるものとしていく必要性があります。そこで現在町の考える危機管理対策を含め、３点お尋ねします。

１、安全な学校環境をつくるために実施予定の事業は。

２、学校防災について、町の対策と考えは。

３、令和６年、国は「学校事故対応に関する指針」を８年ぶりに改訂し、その内容もより具体なものと改訂版（案）から読みとることができます。この改訂に伴い、本町として取り組むべき点は。

【町長答】

学校は、児童・生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければなりません。しかし、時として学校の安全を脅かす事故等が発生することもあります。そのため、学校においては、適切かつ確実な危機管理体制を確立しておく必要があります。学校における危機管理の最大の目的は、児童・生徒及び教職員の生命や心身等の安全を確保することです。それには、事前、発生時、事後のそれぞれの危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取り組みを行うことが重要であると認識しています。

それでは、加藤議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

（教育長答弁）

１点目についてお答えします。各小・中学校では、年度当初において、学校安全計画を作成し、学校安全に関する組織活動を通して、安全教育と安全管理に基づく各種活動を実施していきます。また、教育委員会は、中井町学校施設長寿命化計画に基づき、教育施設の適正な維持管理を行い、児童・生徒や教職員にとって、安全で快適な学校環境づくりに努めているところです。

２点目についてお答えします。教育委員会は、小・中学校における安全・安心な学習環境を最優先し、様々な事案に対応しています。毎年、安全防災担当者研究会を開催し、こども園や各小・中学校での安全教育や安全対策に関する取り組みや自然災害等に関する事例を研究したり、学校安全計画の改善を進めたりしています。また、学校防災計画や危機管理体制を見直し、町内一斉引き渡し訓練を実施するなど、防災体制の強化を図っています。

３点目についてお答えします。議員ご認識のとおり、現在、国において、「学校事故対応に関する指針」の改訂作業を行っています。これまでも小・中学校と教育委員会では、国や県が策定した学校での安全対策等に係る指針や通知に沿って、適切に学校安全の確保、推進に努めてまいりました。今後も、国における指針の改訂作業を終え、県を通し、市町村に改訂版が示されたならば、当該改訂内容を踏まえ、適切な対応に最善を尽くしていきたいと考えていますのでご理解賜りたいと存じます。

５　町の防災の要である消防団の活動は　２番　武井　一紀

　消防団は、町内の防災にはなくてはならない重要な組織であります。近年では火災の出動だけではなく、震災や風水害といった大規模災害発生時の消火、救助、警戒巡視、避難誘導、災害防御など様々な現場で必要とされます。少子高齢化や若い世代の町外への転出により、消防団員の確保が非常に難しくなっており、団員数の減少は大規模災害発生時など懸念するところです。

　また、最近では、地球温暖化による気候変動で夏の異常な気温の上昇など、消防団員の活動においても熱中症などに注意しなければなりません。

　消防団員は他の職業を掛け持ちしながらも災害時には出動していただける大切な方々です。

　そこで消防団の活動について、次の４点について伺います。

　１、今後の消防団員の確保と火災発生時の出動人員の確保は。

　２、風水害時の消防団員の役割は。

　３、普通自動車免許に対応した消防自動車の更新の考えは。

　４、分団詰所の環境整備を整える考えは。

【町長答】

　消防団は、自分たちのまちは自分たちの手で守るという理念のもと、住民の生命、身体、財産を守るため、市町村が消防組織法第９条に基づき設置しています。

　近年では、少子化の進展や被用者割合の増加などによる社会環境の変化から、団員の確保が全国的な課題となっており、町としても処遇改善を図りながら団員確保に取り組んでいるところです。

　１点目については、年齢要件や町内在勤者などの団員資格の拡大や出動報酬などの処遇改善により団員確保を図ってきました。また、火災発生時の出動人員については、団員の活動内容や安全確保の観点から最低人員３名としており、災害現場の活動は、他分団からの応援や協力も考慮しながら体制を整えています。団員確保のため、今後も、その時々の社会情勢や国による提言、消防団の現状などを勘案し、本町の消防団に適した団員確保対策に取り組み、災害発生時の出動体制に支障が出ないよう取り組んでまいります。

　２点目については、本町消防団は、水防団としての役割も担っており、条例上、水火災その他災害の発生を知ったときは出動することとなっています。風水害が発生、発生する恐れがあるときは、被害を最小限にくい止めるための活動のほか、広報活動や危険箇所の巡回、避難誘導などの役割があります。

　３点目については、町が保有する消防車両は、消防ポンプ自動車が５台、可搬ポンプ積載車が２台となっています。このうち、準中型以上の免許が必要な車両は４台保有しており、対象の消防車両が配備されている分団員に対して、準中型免許の取得費用を助成する事業を行っております。現在、既存の消防車両を更新する計画はありませんが、今後更新が必要となった場合には、普通自動車免許に対応した車両への入れ替えを前提に検討してまいります。

　４点目については、分団の詰所は、災害発生時は団員の参集場所となり、活動の拠点となることから、各分団の管理状態の確認を含め、定期的に消防団役員が詰所巡視による点検を行っています。それらの中で修繕箇所や改善箇所が見つかれば対応するようにしていますので、ご理解賜りたいと存じます。

６　能登半島地震を受けて中井町地域防災計画等の見直しは

１０番　尾尻　孝和

能登半島地震は石川県の地域防災計画の想定を上回るマグニチュード７．６、最大震度７の地震で、地域の高齢化や過疎化といった社会情勢の変化とも相まって、能登半島とその周辺地域に多大な被害を及ぼしました。

亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被災された皆さんと地域の一日も早い復興を願わずにはおられません。

中井町では「中井町地域防災計画」と「中井町国土強靱化地域計画」が策定されています。この計画の中で、「おおむね５年ごとに計画の見直しを行いますが、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします」としています。

今回の能登半島地震の状況を受けての見直しは検討されるのか。

１、本町に影響の大きい６つの地震の被害想定の見直しはあるのか。

２、計画では、「大正型関東地震による死者数のおおむね半減」を減災目標とし、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った地域づくりを掲げています。この「強さ」をつくっていく上での計画見直しはあるのか。「しなやかさ」を備えるための計画見直しはあるのか。

【町長答】

中井町では、地域に係る地震災害、風水害等に関する総合的な対策を定めた地域防災計画を令和４年３月に改定し、令和５年３月には大規模自然災害に対する脆弱性を評価した中で、災害に強いまちづくりを進める指針として国土強靱化計画を策定しました。

町の防災事業については、この２つの計画に基づき、事前の防災対策や発災時の対応・訓練などを行っています。

それでは、関連がありますので２点の質問を一括して回答させていただきます。

本町の地域防災計画で想定している６つの地震の被害想定については、平成２７年３月に神奈川県が公表した神奈川県地震被害想定調査報告書を基に選定しています。

この神奈川県地震被害想定調査については、令和５年度・６年度の２か年で見直しを行っており、これにより県の地域防災計画の修正が行われると思われますので、本町の地域防災計画においても、県計画の修正を踏まえ、内容の整合を図るとともに、社会情勢や本町の実情等を勘案しながら見直しを行う考えです。

また、神奈川県では、大規模地震による被害を軽減するため神奈川県地震防災戦略を策定しています。減災目標を定め、その目標を達成するための対策について明示した行動計画となっており、この地震防災戦略において、県内で想定されている地震のうち、被害想定の一番大きい、大正型関東地震の死者数を概ね半減する数値目標が掲げられ、平成28年度から令和６年度までの９年間、県民や事業者等が連携して防災・減災対策に取り組んでいくこととされています。本町においても、住宅の耐震診断、耐震改修の補助事業や危険ブロック塀等の安全対策補助事業を実施しているところで、目標達成に向けて取り組んでいるところです。

この神奈川県地震防災戦略についても、地震被害想定調査の見直しと合わせ、令和６年度に改定することになっており、その中で削減目標に対する検証や新たな削減目標、また、目標達成に向けた取り組み等も示されることから、県の計画や町の総合計画等との整合を図りながら、必要があれば適宜見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

７　新しく始まるマイナンバーカードサービスについて　１番　曽我　尚人

昨年 12 月に暗証番号の必要ない顔認証マイナンバーカードの申請が可能となりました。今年の春のスマホ保険証のサービスの開始、12 月の紙の保険証の廃止など、マイナンバーカードに関するサービスは目まぐるしく変化していっています。

その中で町民からはどうなってしまうのか、どういった対応を取ればよいのかという不安の声も聞かれます。

１月の能登半島地震により、災害時におけるマイナンバーカードの様々な利用方法が注目されています。また、マイナンバーカードを利用することによる既存の行政サービスの効率化なども検討され始めています。そこで３点伺います。

１、顔認証マイナンバーカードとスマホ保険証が導入されるが、町としての対応は万全か。

２、災害時にマイナンバーカードを活用する考えは。

３、マイナンバーカードを活用した町独自のサービスに取り組む考えは。

【町長答】

マイナンバーカードは、平成 28 年１月から交付が開始され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるＩＣカードとして、デジタル社会において必要なツールとされており、マイナポータルを始め住民票などのコンビニ交付やマイナ保険証としての利用など各種サービスが開始されており、今後もサービスの拡大に向けた準備が進められているところです。

本年１月末現在の本町のマイナンバーカード保有枚数率は 69.3％で、全国平均の 73.1％、神奈川県平均の 72.6％より低い状況にあることから、町としましても町民の方々が安心して利用できる環境を整備した上で普及に努めるとともに、各種サービスの周知等に取り組む必要があると考えております。

ご質問の１点目につきましては、暗証番号の設定や管理に不安がある方が安心してカードを取得し利用していただくための「顔認証マイナンバーカード」は、昨年 12 月 15 日から希望する方への交付が開始され、本町においてもカード交付時、また既存カードの設定変更などに対応できる体制となっております。また、国が準備を進めているスマートフォンの健康保険証としての利用につきましては、サービスが開始された段階で、利用を希望する方が各自登録対応することになります。

２点目につきましては、マイナンバーカードを利用することで、避難所の受付、入退管理の迅速化や男女別・世帯数などの重要な情報が容易に確認・共有でき、被災者・職員の負担軽減や利便性に繋がることは理解していますが、能登半島地震では、比較的マイナンバーカードの保有枚数率が高い石川県においても平時からの携行率の低さやカードリーダーの不具合の恐れなどから運用されませんでした。

町では、現在、デジタル庁と神奈川県などが連携して行っている避難者支援業務のデジタル化に係る実証実験の結果や能登半島地震での検証等を踏まえ、検討していきたいと考えています。

３点目につきましては、国の「自治体ＤＸ推進計画」では、重点取組事項の一つとしてマイナンバーカードの普及促進を位置づけており、これを受け「中井町ＤＸ推進計画」においても、重点施策として町民サービスの向上を図るためマイナンバーカードの普及促進、利活用について取り組むこととしております。

現在、計画の推進体制として設置したワーキンググループにおいて、マイナンバーカードに関するサービスやシステムの検討、運用面での課題の整理、先進自治体事例の調査研究などを開始したところです。マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを進めていきますので、ご理解賜りたいと存じます。